

扇屋薬局（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導）運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社山田薬局が開設する扇屋薬局が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）を行うことによって、利用者の療養生活の質の向上をはかることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 薬局の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示に基づき適切な療養上の管理及び指導を行う。
- 2 居宅療養管理指導等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

（薬局の名称）

第3条 事業を行う薬局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 扇屋薬局
- （2）所在地 岡山県玉野市田井3丁目4-6

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 薬局に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅療養管理指導等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- （2）薬剤師 2名以上
薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 薬局の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前9時から午後7時までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅療養管理指導等の種類）

第6条 指定居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

- （1）薬剤師の行う居宅療養管理指導等

（指定居宅療養管理指導等の利用料その他必要な費用の額）

第7条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告

示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、玉野市、田井とする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 扇屋薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、有限会社山田薬局と薬局の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 年 月 日から施行する。